

後期

令和7年度 京都教育大学同窓会奨学金出願要項

制度の趣旨

本制度は、京都教育大学同窓会及び卒業生等からの寄附金（「京都教育大学教育研究支援基金」）を活用し、教員（保育士を含む。以下、教員という。）を強く志望しているが、経済的に困窮している学生に対して、本奨学金を受給することにより学業に専念し、成績の向上につなげるとともに将来的に教員として活躍できるように支援することを目的とする。

制度の趣旨を十分、理解した上で申請してください。

申請手続

受付期間	10月1日（水）～10月7日（火）（ただし、土・日を除く。）
受付時間	8:30～17:00（ただし、12:30～13:30を除く。）
受付場所	学生課 ①番窓口

- ・原則、学生本人が窓口持参により申請してください。
- ・特別な理由により、上記期日までに学生本人が申請できない場合は、必ず事前に学生課へ連絡してください。
- ・事前に連絡が無く、期間中に申請しない場合は、いかなる理由であっても一切申請を受け付けません。

注意事項

- ・学部1～3回生が対象です。
ただし、学部4回生以上で休学期間がある場合、在学月数が37ヶ月以下（令7年10月1日時点）の者は対象となります。
- ・令和7年度前期同窓会奨学金を受給した者、令和7年度後期分授業料免除が許可される者（日本学生支援機構の給付奨学生）は対象外です。
- ・選考は家計基準及び学力基準に基づいて行います。※必要に応じ、面接を行います。
申請しても京都教育大学同窓会奨学金が採用されるとは限りません。
- ・住民票謄本、所得を証明する書類等へのマイナンバー（個人番号）の記載は不要です。
記載されている場合は、該当部分を墨塗り等により判読できないようにして、提出してください。
- ・記入の際は黒のペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。
訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。
※訂正印は不要です。
- ・申請を取り下げる場合は、速やかに学生課奨学・就職支援グループまで申し出てください。
- ・申請書類の記入事項確認のため、申請受付後に追加書類を依頼したり、事情をお聞きたりすることがあります。
- ・不明な点は、申請書類提出日までに余裕をもって学生課奨学・就職支援グループへ問い合わせてください。

《問い合わせ先》 京都教育大学 学生課奨学・就職支援グループ（①番窓口）
受付時間：8:30～17:00（12:30～13:30を除く。）
電話番号：075(644)8165
※問い合わせ等は、申請者（学生）本人が行ってください。

京都教育大学

1. 京都教育大学同窓会奨学金(以下、「同窓会奨学金」)申請の対象者

別紙「同窓会奨学金申請対象条件一覧表」の条件に該当する者が対象です。

2. 提出書類

■全員が必要な書類

■世帯及び本人の状況に応じて提出が必要となる書類

注意事項

- ①【必要書類確認表】にて提出書類を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。
- ②提出時に書類の記載内容について説明を求められることがありますので、申請者本人はその内容を熟知しておいてください。
- ③必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。
ただし、提出時点で未発行の書類(兄弟姉妹の学生証等)があるなど、やむを得ない事情により提出日に必要な書類をすべて準備できない場合は、提出の際にその旨を伝えるとともに、発行され次第、速やかに学生課(①番窓口)まで提出してください。
- ④選考のための内容確認、提出書類の不備、補足として追加資料の提出が必要な場合には、電話・LiveCampus(メール)等で連絡をすることがありますので、速やかに対応してください。

3. 対象者の選考

■家計基準

(1)収入基準〔年間収入及び年間所得額上限(目安)〕

世帯人数		本人 通学区分	年間収入(所得)上限参考額 (単位:万円)	
			給与所得者	給与所得者 以外 (事業者等)
2人	母子・父子家庭 本人/母又は父	自宅	642	388
		自宅外	693	435
3人	本人/父/母	自宅	558	329
		自宅外	625	376
4人	本人/父/母/公立高校生(自宅通学)	自宅	654	396
		自宅外	701	443
4人	本人/父/母/公立大学生(自宅外通学)	自宅	736	478
		自宅外	783	525

※①この上限額は申請する際の目安として参考にしてください。

②年間収入及び所得が上限参考額内であっても、選考の結果、不許可となる場合があります。

③年間収入(所得)額について

- ・「給与所得」の収入(所得)額は、令和6年分源泉徴収票の「支払金額(控除前)」です。
- ・「給与所得以外」の収入(所得)額は収入・売上額から必要経費を引いた後の所得額(営業のみの場合、確定申告書等の「所得金額」の合計)です。

④収入の種類が複数ある場合は、合計した所得額となります。

⑤家族に障がい者、長期療養者、単身赴任者がいる等の場合は、所得額から一定額を控除して計算します。

(2)資産基準

申込日時点の主たる学資負担者の資産額が1,250万円未満であること。

※資産とは、現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)、預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)、満期や解約により現金化した保険の合計額を指し、土地・建物等の不動産は含みません。なお、資産に関する証明書(預金通帳のコピー等)の提出は不要です。

■学力基準

【学部生】①②両方の条件を充たすこと。

①前期までの修得単位数:「合」・「認定」を算入

1回生	2回生	3回生
18単位 以上	58単位 以上	96単位 以上

②学業成績:「合」・「認定」を算入せず、修得した単位のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1にそれぞれ換算し、1単位あたりの平均値が2.0以上の者(小数点第二位を四捨五入)

※ 休学期間がある場合は在学月数により別途、設定します。

※ 学力基準外の者が申請しても対象にはなりませんのでご注意ください。

4. 支給額および支給回数について

- ・10万円を申請者本人名義の口座に振り込みをします。
- ・在学中に2回まで受給ができます。ただし、毎回、申請は必要です。

5. 採用結果について

- ・採用結果については選考の上、決定次第、学生課①番窓口にて直接、書類にて通知します。(12月下旬予定)

6. その他

- ・故意に記入すべき事が書かれていなかった場合や必要な証明書が提出されない等の不備がある場合は、選考から除外します。
- ・虚偽の事実が判明した場合には、奨学金支給決定後であっても対象決定を取り消します。
- ・提出された書類は、同窓会奨学金の審査とそれに係る手続に使用し、他の目的には使用しません。

【必要書類確認表】

■全員が必要な書類

提出書類
同窓会奨学金申請チェックシート(様式①)
「同窓会奨学金申請書」(様式⑤) ※最新の進路希望状況を入力した「進路希望調査票」を印刷し、提出してください。
「家庭調書」(様式③) ※ <u>独立生計者</u> の場合は、申請者本人の分と父母等の分を提出してください。
市区町村役場発行の「令和7年度(令和6年分所得)課税証明書」【原本】 (1)就学者(申請者本人を含む。)と就学年齢に達していない者及び、令和6年度中に学校を卒業した者を除いた家族全員について「令和7年度(令和6年分所得)の課税証明書」を提出してください。 ただし、申請者が独立生計者※1である場合は、申請者分も必要です。 (2) <u>所得がない家族についても課税証明書(又は非課税証明書)を提出してください。</u> ※無職・無収入の場合も提出してください。 (課税されていない旨(“所得0円”・“課税なし”等の記載)の証明が必要です。) ※ <u>所得金額・課税額・控除の内訳を含む、全項目証明を提出してください。</u>
住民票謄本 世帯全員分 【原本】※下宿中の家族も含む。 (本籍地表示は不要、「住民票記載事項証明」は不可、世帯全員分の「登録原票記載事項証明書」は可) 本人及び家族(本人と生計を一にする者)全員分の住民票謄本を提出してください。 ※同居の家族については、住民票謄本上、別世帯の場合でも原則、同一生計とみなします。 ※家族全員について「家庭調書」を記入してください。

■世帯及び本人の状況に応じて提出が必要となる書類

所得・年金に関する書類については、就学者(申請者本人を含む)と就学年齢に達していない者は不要です。
 ただし、申請者が独立生計者の場合は申請者分も必要です。
 ※書類が重複する場合は、1部で可

世帯の状況		提出書類	該当に○をつける
住民票と異なる住所に居住している者	本人及び家族 ただし、本学学生寮居住者は不要	①賃貸契約書(写)等、実際に住んでいる場所が分かるもの ※氏名、賃貸期間がわかる部分(写)も提出してください。 ②「賃貸契約更新証明書(居住証明書)」(様式K) ①、②いずれか提出 ※扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「家庭調書(様式③)」「①家族状況・所得の種類」には記載せず「④住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。	

世帯の状況		必要書類	該当に○をつける
給与所得者 ※パート、アルバイト等の非正規雇用者、内職を含む ※就学者(申請者本人を含む)のアルバイト収入分は提出不要	令和6年 1月以降 勤務先変更なし	■会社員・公務員等 ・令和6年分の確定申告をされた方 令和6年分確定申告書控(第一表・第二表)(写)を提出 ・令和6年分の確定申告をされていない方 令和6年分源泉徴収票(写) ・複数ある場合はすべての源泉徴収票を提出 ■「源泉徴収票」の無い有職者(パート・アルバイト等の非正規雇用者、内職を含む) 「収入状況証明書・申立書」(様式A) ①給与明細の写し(賞与含む)と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。 ②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。 <u>①、②いずれかの方法で証明してください。</u>	
	令和6年 1月以降 新規採用・ 勤務先変更あり	「収入状況証明書・申立書」(様式A) ①給与明細の写し(賞与含む)と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。 ②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。 <u>①、②いずれかの方法で証明してください。</u>	
	令和7年10月以降 就職者	「収入状況証明書・申立書」(様式A) 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、年間の金額が算出できるもの(賞与含む。)を添付してください。	
給与所得以外 (事業者等)	個人事業主 自営業・農業等 不動産等収入	令和6年分確定申告書(第一表・第二表)(写)	
	外交員収入	令和6年分確定申告書(第一表・第二表)(写)又は「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」(写)	
年金受給者	老齢年金 厚生年金 遺族年金 障害年金 等	最新の年金振込通知書、年金額改定通知書、年金等の源泉徴収票の写しのいずれかで1年間の年金総額が算出できるもの。 <u>(公的・企業年金等複数の年金を受給している場合はすべての証明書の添付が必要)</u>	
生活保護受給者		生活保護決定通知書(写)、生活保護受給証明書(福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの。)	
休職中の者		①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」(様式C) ②休職前直近の源泉徴収票(写)、確定申告書控(第一表・第二表)(写)、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書(写)のいずれか <u>①、②両方必要</u>	
退職者	令和6年10月1日～ 令和7年9月30日の 期間に退職金が支給 された者	①退職証明書 ②退職金支給額証明書 <u>①、②両方提出</u>	
その他の 臨時的な収入	令和6年10月1日～ 令和7年9月30日の 期間に得た臨時的な 収入(保険金、支援 金、補助金、給付金 等)	金額が記載された通知書等の写し ※令和6年分の確定申告をされた方は令和6年分確定申告書控(第一表・第二表)(写)を提出	

世帯の状況		必要書類	該当に○をつける
無職・失業中の者 (18歳以上の者) ※専業主婦・主夫を含む ※就学者は除く	雇用保険受給なし	①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」(様式C) ②世帯全員が、公的な証明書等※2により収入を証明できない場合で生活保護を受給していない場合、「家計状況申告書」(様式B)も提出	
	雇用保険受給あり	①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」(様式C) ②雇用保険受給資格者証(金額、支給時期が明記された部分) ※まだ受領していない場合は離職票(写)・退職の辞令(写) ①、②両方提出	
・養育費又は、親戚等から援助を受けている世帯 ・給与明細書がない、支払者の証明が得られない等、公的な証明書で所得の申告ができない有職者 ※就学者は除く		①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」(様式C) ②世帯全員が、公的な証明書等※2により収入を証明できない場合で生活保護を受給していない場合、「家計状況申告書」(様式B)も提出	
児童手当受給者	児童手当受給あり	「児童手当支払通知書」(写)	
母子又は、父子世帯※3		①「母子・父子世帯の申立書」(様式D) ②養育費、年金、児童扶養手当、他からの援助等がある場合、証明できるものを添付する ①、②両方提出	
長期療養者※4	高額療養費払戻しなし	「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)	
	高額療養費払戻しあり	①「長期療養者の証明書・申立書」(様式E) ②高額療養費の払戻し額を証明するもの ①、②両方提出	
障がい者関係		下記1～4のうち該当するものの写しを提出 1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳 3. 介護保険被保険者証(要介護3以上) 4. 精神障害者保健福祉手帳	
	特別児童扶養手当受給あり	「特別児童扶養手当証書」(写)	
主たる学資負担者の別居 (単身赴任等同一生計で別居の場合)		①「主たる学資負担者の別居に伴う控除申立書」(様式F) ②領収書等(最新12ヶ月分の家賃及び、光熱水費)(写) ③給与明細(最新1ヶ月)(写) ①、②、③ すべて提出	
就学者 (高校生以上)	【国立】大学生・大学院生・高等専門学校4、5年次生	「在学及び授業料免除状況証明書」(様式 I) 所属学校に記入を依頼し全員提出 ※申請なし、不許可の場合も提出 ※令和7年10月1日現在の在学	
	上記以外	在学証明書又は学生証の写し ※令和7年10月1日現在の在学 ※在学期間がわかる部分の写しも提出 ※在学証明書は各学校の様式で可	

本人の状況		提出書類	該当に○をつける
風水害等による被災者	令和7年4月1日～令和7年9月30日の期間において、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者	①り災証明書 ※被害の状況・金額がわかるもの ②被災者生活再建支援金の支給、税や保険料の減免など公的支援の金額がわかるもの ③保険、損害賠償等による補てん金額がわかるもの	
日本学生支援機構以外の給付型奨学金受給者	申請者本人 ※令和7年10月以降受給予定分	給付型奨学金の採用通知(写)等、給付内容がわかるもの ※給付額、給付期間がわかる部分の写しも提出 ※大学を通じて支払われている給付型奨学金については添付書類不要	
独立生計者	申請者本人	①申請者本人が被保険者(国民健康保険の場合は世帯主)である健康保険証(写) ②「家計状況申告書」(様式B)提出 ①、②両方提出	
	父母等の世帯状況 ※世帯状況に関する書類が提出できない場合は、学生課①番窓口にご相談してください。	①「独立生計者申立書」(様式G) ※「父母等が申請者本人の扶養をしていない旨の申立欄」を必ず記入のこと(父母等による記入)。 ②家庭調書(様式③) ※実家(自宅)分 ③住民票謄本 世帯全員分 【原本】※下宿中の家族も含む。 ④令和7年度(令和6年分所得)の課税証明書もしくは非課税証明書 ・就学者(申請者本人以外)と就学年齢に達していない者及び令和6年度中に学校を卒業した者を除いた家族全員分 ⑤所得・年金を証明する書類 ・就学者(申請者本人以外)と就学年齢に達していない者以外の家族全員分 ①、②、③、④、⑤ すべて提出	

※1 独立生計者とは次のいずれにも該当する者。

- 1) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者。(父母等の源泉徴収票や確定申告書の控え、課税証明書等で証明できる者)
- 2) 父母等と別居している者(住民票謄本での証明)
- 3) 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)の収入で生計を立てており、その収入について所得申告がなされ所得証明が発行される者。「家計状況申告書」様式Bにより収入/支出を確認
なお、本人の収入で生計を立てている場合でも、父母等の所得金額が本学の定める半額免除に係る収入基準額を超える場合は、独立生計者と認定しない。(父母等の所得を証明する書類も提出が必要)
- 4) 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)が健康保険等の被保険者であること。なお、国民健康保険の場合は世帯主であること。

※2 公的な証明書等とは

源泉徴収票、確定申告書、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、年金に関する証明書、「収入状況証明書・申立書(様式A)」を指す。(ただし、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する書類は除く。)

※3 母子・父子世帯とは

父又は母と就学者、経済力のない祖父母及び心身に障がいのある者の家庭をいう。

※4 長期療養者とは

申請時において、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は療養を必要と認められる者がある場合

☆その他

- ・提出書類は必ず最新のものを提出してください。
※住民票謄本、課税証明書は申請前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
- ・最新の課税証明書と最新の源泉徴収票及び確定申告書では、証明する期間が異なる場合がありますが、そのまま提出してください。
- ・状況に応じて、本項で指定する書類以外に書類の提出を求めることや面談を行うことがあります。
- ・一旦、提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。

[提出書類記入要領]

1. 同窓会奨学金申請書(様式⑤)

記入にあたっては本要項を熟読し、申請者本人が記入してください。

不備があった場合、申請できない又は選考の対象から除外されることがあります。

「□」の欄は該当する箇所に「✓」を付けてください。

①「同窓会奨学金の申請区分」欄について

対象条件をよく読み、該当する申請区分の□にチェックを入れてください。

②「休学に関する特記事項」欄

休学期間がある場合は、期間等を記入してください。

③「卒業後の進路希望(教員志望について)」欄

教員志望についてできるだけ具体的に記入してください。

●設置区分: 該当の設置区分に○を記入してください。

●自治体・学校名: 受験予定の自治体もしくは学校名を記入してください。

●校種: 該当の設置区分に○を記入してください。その他に該当する場合は校種を記入してください。

●教科: 教科の指定がある場合は記入してください。

●「教員を目指す理由」「目指す教員像について」「あなたは、あなたが理想とする教員となるために、現在どのようなことに力を入れていますか？また、今後どのようなことを行いますか？」について具体的に記入してください。

「進路希望調査票」を添付してください。

2. 家庭調書(様式③)

■本人と生計を同じくする家族全員について記入してください。

■独立生計者は「本人分」と「父母等の家族全員分」を2枚に分けて提出してください。

①「家族状況・所得の種類」欄

●本人と生計を同じくする家族全員の氏名・年齢を「就学者以外の家族」と「就学者」に分けて記入してください。申請者本人が独立生計者の場合、「就学者以外の家族」欄に必要項目を記入してください。同一住所に居住している家族については、住民票謄本上、別世帯の場合でも、同一生計とみなします。

●独立生計として申請する場合、申請者は「就学者以外の家族」欄に記入してください。

●予備校生・浪人生は就学者には該当しませんので、「就学者以外の家族」に記入してください。

●扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「①家族状況・所得の種類」欄には記載せず「④住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。

●「就学者以外の家族」欄

・前年度及び今年度(見込み)所得の種類と金額を、所得の種類別に記入してください。

・年金、生活保護、失業給付、傷病者手当等は、給与収入欄に金額を記入してください。

・無職の場合は所得の種類欄に「無職」と記入し、収入がなければ金額欄に「0」と記入してください。

●「就学者」欄

・申請者本人以外の就学者について、令和7年10月1日現在の在学(校)の設置区分(国立・公立・私立)、学校区分に○を付けて学校名、学年を記入し、通学区分に○を付けてください。

※国立大学生・大学院生・高等専門学校4、5年次生は、「在学及び授業料免除状況証明書(様式I)」を所属学校(令和7年10月1日現在の在学(校))に記入を依頼し、提出してください。

申請無し、不許可の場合も提出してください。

その他の就学者は在学先の「在学証明書」又は学生証(写)を添付してください。

なお、学生証には有効期限の記載が必要です。

裏面に有効期限の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。

・令和7年10月以降入学予定で申請時に添付できない場合は、入学後、早急に提出してください。

●【世帯人数】欄

・世帯人数を記入してください。また、()内に子供(就学者、就学前の子。本人を含む)の人数を記入してください。

●【給付型奨学金受給状況】欄

・申請者本人が受給している給付型の奨学金名称、月額、受給期間を記入してください。

※証明書類(写)を添付してください。なお、証明書類には金額・受給期間の記載が必要です。

※令和7年10月以降に受給予定の給付型奨学金についても記入してください。

※大学を通じて支払われている給付型奨学金については証明書類の添付は不要です。

②「資産状況」欄

- 申込日時点で主たる学資負担者の資産額が1,250万円未満である場合、□に✓を付け、続柄と資産額を記入してください。

③「家庭事情等」欄

本人を含めた家族で、特別な事情がある場合は各該当欄の□に✓を付け、詳細内容を記入し、あわせて必要書類を提出してください。

●「特別事情」及び「詳細内容」欄

- ・【生活保護を受給している世帯】生活保護の受給の有無欄の□に✓を付けてください。
生活保護がある場合は、生活保護決定通知書、生活保護受給証明書(福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの)を添付してください。
- ・【児童手当を受給している世帯】児童手当の受給の有無欄の□に✓を付けてください。
児童手当の受給がある場合は、「児童手当支払通知書」(写)を添付してください。
- ・【母子・父子世帯】該当の□に✓を付け、「母子・父子世帯の申立書」(様式D)を提出してください。
- ・【主たる学資負担者が無職・失業中】続柄を記入してください。
続柄・無職となった年月を記入してください。
「公的な証明書で収入が証明できない場合の申立書」(様式C)に必要事項を記入し、失業の場合は併せて「雇用保険受給資格者証」(表裏両面の写)を添付してください。('雇用保険受給資格者証'をまだ受領していない場合は、「離職票」・「退職の辞令」等の写しを添付してください。)
- ・【障がい者等のいる世帯】(心身に障がいのある者がいる世帯)
続柄を記入し、該当の□に✓を付けて併せて該当書類(身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(要介護3以上)、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するものの写し)を提出してください。
特別児童扶養手当の受給がある場合は、「特別児童扶養手当証書」(写)を添付してください。
障害年金を受給している場合は最新の年金振込通知書、年金額改定通知書、年金等の源泉徴収票の写しのいずれかを添付してください。
- ・【長期療養者がいる世帯】(申請時において、家族に6ヶ月以上にわたる期間療養中又は療養を必要と認められる者がいる世帯)続柄・診療開始日・傷病名を記入し該当する療養状態に✓を付けてください。
「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)に必要事項を記入し、支出の証明となる領収書(写)と給付(払戻し)がある場合はその証明書(写)を添付してください。
※必要に応じて診断書等の提出を求めることがあります。
- ・【主たる学資負担者が別居】別居になった年月を記入してください。
「主たる学資負担者の別居に伴う控除申立書」(様式F)に必要事項を記入し、給与明細(最新1ヶ月)、別居者の別居費金額(光熱水費や住居費)を証明する領収書等を添付してください。
- ・【風水害等によるり災】り災した年月、必要事項を記入し、「り災証明書」(被害の状況・金額がわかるもの)を添付してください。
※令和7年4月1日～令和7年9月30日の期間において、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者が対象となります。
※公的支援、保険等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も添付してください。

④住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合、記入してください。

- 続柄・氏名を記入してください。 例:続柄(兄) 氏名:京教 太郎
- 賃貸契約書(写)、「賃貸契約更新証明書」(様式K)等、実際に住んでいる場所が分かるものを添付してください。(賃貸期間がわかる部分(写)も提出してください。)